

ここでは五所川原市内にある誘致企業について紹介していくよ！
第14回は漆川鍋掛にある「リズム協伸株式会社 五所川原工場」さんだよ
早速お話を聞いてみよう！



会社概要

所在地: 〒037-0017 五所川原市漆川鍋掛151-18 TEL34-9060
本社: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-20
資本金: 2億5,700万円 / **従業員数:** 五所川原工場57人、国内167人
代表者: 代表取締役社長 山崎 勝彦
事業内容: 精密順送金型製作、自動実装用ラジアルテーピング端子および各種精密プレス品製造
主要製品: 自動実装用ラジアルテーピングおよび精密プレス加工品

私たちリズム協伸(株)は、現在、製造は五所川原工場のほかに、埼玉県・栃木県、国外ではベトナム・中国・インドネシア、販売拠点は国内営業所とシンガポール・香港・タイに設け、世界へ販売を広げています。

お客様のニーズに合った製品の開発、設計、金型製作、製造まで一貫したシステムで対応しており、五所川原工場で作られる製品は、薄型テレビ、家電製品、自動車電装部品、太陽光発電、アシスト自転車等に搭載され、省力化、性能向上に貢献しています。

また、勉強会や新人教育、資格取得や研修などに対するサポートもあり、社員の技術・知識の向上にも力を入れています。

2021年には新工場も完成し、さらなる飛躍を目指して邁進・精進して参ります。

(会社経歴：昭和40年6月 協伸工業(株)設立、平成4年10月 五所川原工場開設、平成23年8月 リズム時計工業(株)のグループ会社になる、平成25年1月 リズム協伸(株)に商号変更)



◀製品一例：樹脂付き
ネジ端子・タブ端子・
ヒューズクリップ他



◀採用実績一例：
自動車(二輪／
四輪)電装部品

特定計量器(はかり)の定期検査のお知らせ

今年度は旧五所川原地区が特定計量器(はかり)の検査対象地区となっています。医院、薬局、保育園、商店、精米業等で特定計量器を使用されている方は、2年に1回の定期検査を必ず受けてください。

検査を受けていない特定計量器は、業務用として使用することができません。

*特定計量器…取引や証明に使うはかり

計量法第173条では、定期検査の規定(計量法第19条)に違反した者は「50万円以下の罰金に処する」とあり、さらに法第172条では、使用の制限(法第16条)に違反した者は「6カ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する」とあります。しかし、罰則適用以前に、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

持参するもの…①特定計量器(はかり) / ②検査料金(種類、能力によって異なります) / ③通知書(はがきが届いた方)

問い合わせ先…(一社)青森県計量協会 TEL017-729-1703
商工労政課 内線2553

日時・場所

検査日	時間	場所
6月15日(月)	10:30~11:30	毘沙門・長富コミュニティセンター
	13:00~14:00	コミュニティセンター飯詰
6月16日(火)	10:30~12:00	コミュニティセンター三好(旧鶴ヶ岡小学校跡地)
	13:00~15:00	
6月17日(水)	10:30~12:00	コミュニティセンター中川
6月18日(木)	10:30~11:30	コミュニティセンター長橋
	13:00~14:00	コミュニティセンター七和
6月22日(月)	10:30~12:00	旧五所川原市建設機械格納庫
	13:00~14:00	
6月23日(火)	10:30~12:00	コミュニティセンター松島
	13:00~14:00	
6月24日(水)	10:30~12:00	市役所公用車車庫
	13:00~14:30	
6月25日(木)	10:30~12:00	市役所公用車車庫
	13:00~14:30	
6月26日(金)	10:30~12:00	